

# 業務部速報

No. 36

発行 17. 12. 5

JR東労組 業務部

全エルダー社員の

## エルダー本体勤務枠拡大について 労働条件の改善を含む修正提案を受け妥結!

【現行】	【改正】
勤務 ・ 育児介護勤務B（短日数）	・ 短日数勤務 ※取得事由を問わない
賃金 ・ 基本賃金	・ <b>基本賃金改善</b> 一律3,000円増額
・ 調整手当 対象業務従事者に支給 マイスター 40,000円 アドバイザー 20,000円 管理的業務 30,000円 (特に認める者) 40,000円	・ <b>エルダー管理手当</b> 管理的業務 30,000円 (特に認める者) 40,000円 ※ <b>精勤手当算出時の基準額に加える</b>
・ 割増賃金 一時間当たりの賃金算出分母 155.8（日勤基準）	・ 職務手当、技能手当 対象業務従事者に支給 社員と同様に支給、さらに マイスター 40,000円 アドバイザー 20,000円  ・ 行先地手当、乗務員手当 社員と同様に支給
・ 精勤手当 年間30万円（定額）	・ 割増賃金（増額） 分母を社員と同じに変更 149.9（乗務員基準）
・ エルダー社員調整特別措置 1年目 : 29,000円 2年目以降 : 41,000円	・ 精勤手当（増額） 社員と同様の計算 ※基準額×月数  ・ エルダー社員調整特別措置（増額） <b>1年目 : 35,000円</b> 2年目以降 : 41,000円
	・ <b>出向特別措置（時間）</b> 社員と同額を支給 <b>(2,500~35,000円)</b>

記事：赤字部分は修正提案の事項

「エルダー社員の会社における業務範囲拡大と労働条件の一部変更については、6月の提案以降、申2号、申4号、及び申10号で、6ヶ月間に及び精神的に議論を重ねてきました。本部として、昭和採用者アンケートを基礎に、国鉄改革を真

面目に担った昭和採用者が、一度と雇用不安を感じない労働条件を実現することを求めてきました。職場と結合した団体交渉を積み重ねた結果、本日会社より労働条件の一部改善を盛り込んだ修正提案を受けました。未だに各職種における規模感や

エルダーの運用について、会社が明確にしていることを指摘しました。これに関して会社も、施策をやりっぱなしにせず検証を行うこと、運用面の課題については、議論の場を確保することを確認して、席上妥結しました。

65歳定年制実現と全組合員の雇用と利益を守るために 同一労働 同一手当  
同一労働条件を求め、グループ間格差を是正し、30年検証運動を押し進めよう!